

文化施設利用者様

豊橋市役所文化・スポーツ部
「文化のまち」づくり課長 清水 賢治

愛知県を対象区域とする「まん延防止等重点措置」の適用に伴う文化施設の対応について
(令和3年6月18日時点)

日頃より本市の文化振興に格別のご配意を賜り厚くお礼申し上げます。

現在発令されている緊急事態宣言について6月20日に解除される一方で、6月21日から7月11日までを期間とする「まん延防止等重点措置」を適用すると、6月17日に愛知県が発表しました。

つきましては、本市公共施設の対応として、6月21日から7月11日までの間、引き続き午後8時以降の利用を中止といたします。

また、本市文化施設の対応につきましても愛知県に準ずることとし、施設利用料の還付につきましては、まん延防止等重点措置終了日まで延長します。なお、国や県の方針が変更となる場合は再度お知らせいたしますのでよろしくお願い致します。

文化施設を利用頂く皆さまにおかれましては、この趣旨をご理解頂き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 施設利用上の注意事項について

(1) 施設の利用時間については、下記のとおりです。

施設名称	～6月20日	6月21日～	(参考) 通常時の開館時間
市民文化会館	午後8時以降の 利用中止	<u>変更なし</u> 午後8時以降の 利用中止	午前9時～午後9時
西川芸能練習場			
三の丸会館			
ライフポートとよはし	※イベント開催時 は午後9時まで利 用可	※イベント開催時 は午後9時まで利 用可	午前9時～午後10時
公会堂			
アイプラザ豊橋			
穂の国とよはし芸術劇場			

(2) 入場者の制限について、下記のとおり変更します。

大声での発声等を伴わない利用：定員の100%以内

大声での発声等を伴う利用：定員の50%以内

(3) 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食はお控えください。

(4) カラオケ、コーラス等の大声での発声、歌唱や声援等を伴う活動を制限します。

(5) 業種別ガイドラインを遵守し、「新しい生活様式」に則った対応をお願いいたします。

<問合先>

豊橋市役所文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課

電話：0532-51-2873 / Fax：0532-56-1081 / Email: bunka@city.toyohashi.lg.jp

<各施設連絡先>

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・市民文化会館、西川芸能練習場 | 電話：0532-61-5111 |
| ・豊橋市公会堂 | 電話：0532-51-3077 |
| ・三の丸会館 | 電話：0532-56-6022 |
| ・ライフポートとよはし | 電話：0532-33-2111 |
| ・アイプラザ豊橋 | 電話：0532-46-7181 |
| ・穂の国とよはし芸術劇場 | 電話：0532-39-8810 |